

再診時の特別料金負担のお知らせ

当院では平成28年4月1日より再来の患者さんを対象に他の医療機関等へ紹介後に紹介状を持参せずに当院を受診された場合、再診の特別料金(再診時負担額)を負担していただくこととなりましたのでお知らせします。

?

なぜ再診時負担額を負担しなければならないのですか

地域の医院・診療所との機能分担と連携を図りながら、地域の人々の医療を支えていく、「地域医療連携」をより一層推進していくため、健康保険法に基づく規則の改正により導入されたものです。

当院のような病床数が500床以上の地域医療支援病院は、他の医療機関等へ紹介後に紹介状を持参せずに当院を受診された場合に医療費一部負担金のほかに、**定額負担金の徴収が義務づけ**られました。

?

再診時負担額の料金を教えてください

【医科】2,700円(消費税込み) 【歯科】1,620円(消費税込み)

?

再診患者は全員が負担するのですか

他の医療機関等に紹介を行うこととした患者さんのうち、次に該当する場合は、当院を受診されても再診時負担額の負担はありません。

- ① 当院にて複数の診療科を受診している場合で、当院での治療が必要な診療科が1科以上ある場合
- ② ただちに入院や手術、処置等を要する場合
- ③ 公費負担医療制度の受給対象者の場合